

○新城市放置自転車等の撤去等に関する条例

令和8年3月23日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、道路、公園その他公共の用に供する場所に放置された自転車等の撤去等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (3) 放置 自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が当該自転車等を離れて一定の期間にわたり利用していない状態にあることをいう。

(公共の用に供する場所に放置された自転車等の撤去等)

第3条 市長は、道路、公園その他公共の用に供する場所（自転車等駐車場を除く。）において自転車等の放置により良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合は、当該自転車等を速やかに適切な場所に移動すべき旨を告知する注意札を当該自転車等に取り付けることができる。

2 市長は、前項の規定により注意札を取り付けたにもかかわらず、当該自転車等が注意札を取り付けた日から起算して7日間同一の場所にあるときは、当該自転車等を撤去し、あらかじめ市長が定めた場所において保管することができる。

(保管した自転車等に対する措置)

第4条 市長は、前条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したときは、遅滞なく、当該自転車等を撤去し、保管した旨その他規則で定める事項を公示しなければならない。この場合において、市長は、当該自転車等を利用者等に返還するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による公示及び必要な措置を講じたにもかかわらず、同項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお前条第2項の規定により保管した自転車等を返還することができないときは、これを処分することができる。  
(自転車等駐車場に放置された自転車等の撤去等)

第5条 前2条の規定は、市が設置し、又は管理する自転車等駐車場内において放置と認められる自転車等がある場合について準用する。この場合において、第3条第2項中「7日間」とあるのは「30日間」とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する